様式第2号(第9条関係)

給水装置使用開始届

　　年　　月　　日

　　　荒尾市企業管理者　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者住所 |  |
| （フリガナ）  氏　　　　名 | ＴＥＬ  　　　　　　　　　　　　　　　　　※署名又は記名押印 |

　　下記の給水装置を　　　　年　　月　　日から使用したいのでお届けします。

　　なお、水道メーターについては、荒尾市水道条例第20条、第26条の規定を守り万一保管中のメーターを亡失し、又は損傷したときは、その責任の一切を負います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用者新住所 |  | | | | | | | | 業者名 |
| （フリガナ）  氏　　　　名 | ＴＥＬ  　　　　　　　　　　※署名又は記名押印 | | | | | | | |
| アパート名 | 号室 | | | | | | | |
| 納付書送付先  住所 |  | | | | | | | |
| 検針区 |  | | お客様番号 |  | | 検針順番 | |  |
| メーターＮｏ＆　口径 |  | | | | | 集金区分 | |  |
| 公共ます設備 | | 有　・　無 | | | 排水設備使用 | | する・しない | |

　用 途 種 別　　　　家事用水、　浴場用水、　特別用水、　工事用水

　　　　　　　　　　　　　　　　　（使途を○で囲んでください。）

（メーターの貸与）

　参考　第20条　メーターは、市が設置し、所有者又は使用者に保管させる。

　　　　２　前項の保管者は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。

　　　　３　保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

（料金納付義務）

　　　　第26条　水道料金（以下「料金」という。）は、使用者、代理人又は総代人から徴収する。